


～旅行事業者様にご案内～

飛騨市周遊観光バスツアー誘致補助金制度について

補助金名	飛騨市周遊観光バスツアー誘致事業補助金	
補助対象者	全国の旅行事業者 ※旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けているもの	
内容	飛騨市内での宿泊や有料観光施設等を組み込んだ団体バスツアーに対し、補助金を交付します。	
補助額	以下①～③の合計金額を交付 ①市内観光立寄施設等の利用1箇所につき、利用者×100円 ②市内飲食店での店内飲食利用又は市内事業者からの弁当等の食事のテイクアウト利用がある場合、利用者×300円 ③市内宿泊施設の利用がある場合、1泊につき利用者×500円 さらに市内に本社又は営業所を置くバス運行事業者の貸切バスを利用した場合、1企画につき2万円を上乗せ	
対象条件	下記の要件をすべて満たす必要があります。 ①飛騨地域外を発地としたツアーであること（飛騨地域までの移動手段は問わない）例：JRや飛行機とバスを組み合わせたツアー ②バス1台につき10名以上の参加であること ③令和6年4月1日にはじまり令和7年3月31日までに終了するツアーであること ④募集型または受注型の団体ツアーであること ⑤コンベンション等又は教育旅行を含む手配旅行に該当しないツアーであること ※国又は県等の当該補助に類する補助及び助成の承認を受けたものは対象外です ※⑤については別途「飛騨市コンベンション等開催支援補助金」がございますので、そちらをご利用ください	
備考	年度の事業予算に達した時点で終了となります	
手続き方法	<ツアー実施前>着手前に申請書、計画書、旅行行程表等の提出 <ツアー実施後>事業終了後、実績報告書、立ち寄り証明書等の提出 ※詳細は手続き方法をご覧ください	
問合せ先	飛騨市役所まちづくり観光課 Tel0577-73-7463 Mail syokokanko@city.hida.lg.jp ※詳細についてはお問合せください	